

# 訪問系事業従業者資格一覧

	居宅介護				重度訪問介護			行動援護※1	同行援護	
	身体介護	通院 (身体介護有)	通院(身体介護 無)・乗降介助	家事援助		重度障害者包 括支援対象者	障害支援区分6 対象者		身体介護有	身体介護無
介護福祉士	●				●	●	●	▲+実務経験2年 (H30.3.31まで)	●, H30.4.1~▲ +実務経験1年※2	
実務者研修修了者										
居宅介護職員初任者研修修了者 (旧居宅介護従業者養成研修修了者(1・2級)) <b>介護保険法</b> 介護職員初任者研修修了者 (旧介護職員基礎, 訪問介護員養成研修修了者(1・2級))										
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 (旧居宅介護従業者養成研修修了者(3級))	○ 30%減算		○ 10%減算		●	●	●	●	○, H30.4.1~△ +実務経験1年※2	
<b>介護保険法</b> 旧訪問介護員養成研修修了者(3級)									30%減算	10%減算
重度訪問介護従業者養成研修修了者(追加・統合)	○ 重度訪問介護研修は専ら重度訪問介護に従事することを目的として実施されるものであることから、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有し、且つ年末年始等、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限り従事できる。身体介護、通院介助(身体介護有)で所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護の所定単位数を算定(3時間以上の場合は629単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位)。通院(身体介護無)、通院等乗降介助、家事援助を算定する場合は10%減算				●	●	●	●		
重度訪問介護従業者養成研修(基礎)										
同行援護従業者養成研修修了者									●	
行動援護従業者養成研修修了者								▲+実務経験1年		
外出介護従業者養成研修修了者(視覚)※3	○ 30%減算		○ 10%減算						●, H30.4.1~▲ +実務経験1年※2	
外出介護従業者養成研修修了者(全身性・知的)										

●＝従事できる・減算無, ○＝従事できる・減算有, ▲＝実務経験年数満たせば従事できる・減算無, △＝実務経験年数満たせば従事できる・減算有

※1: 行動援護従業者養成研修修了者であって知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有する者。ただし、H30.3.31までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有する者も当該基準を満たすものとする。

※2: 視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る)に1年以上従事した経験が必要。なお、H30.3.31までは、居宅介護従業者の要件を満たせば、実務経験を問わない。

【根拠法令・通知等】

☆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

☆ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省令告示第538号)

☆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)